

○中小企業等経営強化法施行規則第十一条第二項第三号ロに規定する投資に関する契約の契約書の記載事項

(平成十七年四月十三日)

(経済産業省告示第百十三号)

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)を実施するため、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第三条第一項第三号に規定する投資に関する契約の契約書の記載事項を次のように定める。

中小企業等経営強化法施行規則第十一条第二項第三号ロに規定する投資に関する契約の契約書の記載事項

(平一九経産告九八・平二八経産告一八五・令元経産告六四・令三経産告一七二・令五経産告五二・改称)

第一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十七条の十三第一項第一号又は第四十一条の十八の四第一項第一号に定める株式を払込みにより取得しようとする個人が当該株式に係る同法第三十七条の十三、第三十七条の十三の三又は第四十一条の十八の四の規定の適用を受けようとする場合にあつては、当該株式を発行する会社(以下この項において「発行会社」という。)が当該個人と締結する中小企業等経営強化法施行規則(平成十一年通商産業省令第七十四号。以下「規則」という。)第十一条第二項第三号ロに規定する投資に関する契約において、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該発行会社により発行される株式の総数及び払込金額
- 二 当該個人が取得する株式の数、取得価額及び取得価額の総額
- 三 当該株式の払込みの方法及び払込みの期日又はその期間
- 四 当該個人が当該発行会社に対し約束する次に掲げる事項

イ 第一基準日(租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第十八条の十五第八項第一号イに規定する基準日(当該個人が租税特別措置法第四十一条の十八の四の規定(以下「寄附金控除に係る規定」という。)の適用を受けようとする場合には、同規則第十九条の十の六第八項第一号イに定める基準日)をいう。以下同じ。)において、租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十五条の十二第一項第一号から第七号までに掲げる者(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第二十六条の二十八の三第一項第一号から第七号までに掲げる者)に該当しないこと。

ロ 当該発行会社から与えられた租税特別措置法第二十九条の二第一項に規定する新株予約権に係る同項本文の規定の適用を受けないこと。

ハ 当該株式を取得した時以後に、保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について当該発行会社に報告すること。

## 五 当該発行会社が当該個人に対し約束する次に掲げる事項

イ 前号イに掲げる事項を確認した場合には、租税特別措置法施行規則第十八条の十五第八項第二号に掲げる書類(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第十九条の十の六第八項第二号に掲げる書類)を作成し、当該個人に交付すること。

ロ 第二基準日(規則第十一条第一項に規定する基準日をいう。以下同じ。)において、規則第八条各号に定める要件に該当するものであること。

ハ 当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、第二基準日において、規則第十条第一項第一号の要件又は同項第二号の要件に該当するものであること。

ニ 第二基準日以後遅滞なく、規則第十一条に規定する手続(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合(当該発行会社が規則第十条第一項の確認を受けていない場合に限る。))には、規則第十二条に規定する手続)を行い、規則第十一条第五項に規定する確認書を当該個人に交付すること。

ホ 当該個人の保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生した場合には、その事実が発生した日の属する年の翌年一月三十一日までに、当該株式の取得の時以後の当該事実に係る租税特別措置法施行規則第十八条の十五第八項第三号に掲げる明細書に記載すべき事項及び当該事実が同規則第十八条の十五第九項各号(第八号及び第九号を除く。)に掲げる譲渡である場合にはその旨(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第十九条の十の六第八項第三号に掲げる明細書に記載すべき事項)を、当該事実ごとに記載した書類を作成し、当該個人に交付すること。

ヘ 次のいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、当該個人に交付すること。

(イ) 清算の終了又は特別清算の終了があったとき。

(ロ) 破産法(平成十六年法律第七十五号)第三十条第一項に規定する破産手続開始の決定があったとき。

(ハ) 発行する株式が金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されたとき。

ト イからへまでに掲げるもののほか、当該個人が租税特別措置法第三十七条の十三、第三十七条の十三の三又は第四十一条の十八の四の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

2 前項に規定する株式を規則第十一条第三項に規定する民法組合等(以下単に「民法組合等」という。)を通じて払込みにより取得しようとする個人が当該民法組合等を通じて取得する当該株式に係る租税特別措置法第三十七条の十三、第三十七条の十三の三又は第四十一条の十八の四の規定の適用を受けようとする場合にあつては、当該株式を発行する会社(以下この項において「発行会社」という。)が当該民法組合等と締結する規則第十一条第二項第三号ロに規定する投資に関する契約において、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該発行会社により発行される株式の総数及び払込金額

二 当該個人が取得する株式の数、取得価額及び取得価額の総額

三 当該株式の払込みの方法及び払込みの期日又はその期間

四 当該民法組合等が当該発行会社に対し約束する次に掲げる事項

イ 第一基準日において、当該個人が租税特別措置法施行令第二十五条の十二第一項第一号から第七号までに掲げる者(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第二十六条の二十八の三第一項第一号から第七号までに掲げる者)に該当しないこと。

ロ 当該個人が当該株式を取得した時以後に、当該個人が保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について当該発行会社に報告すること。

ハ 規則第十一条第三項第三号に掲げる書面を作成し、当該発行会社に交付すること。

五 当該発行会社が当該民法組合等に対し約束する次に掲げる事項

イ 前号イに掲げる事項を確認した場合には、租税特別措置法施行規則第十八条の十五第八項第二号に掲げる書類(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第十九条の十の六第八項第二号に掲げる書類)を作成し、当該個人に交付すること。

ロ 第二基準日において、規則第八条各号に定める要件に該当するものであること。

ハ 当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、第二基準日において、規則第十条第一項第一号の要件又は同項第二号の要件に該当するものであること。

ニ 第二基準日以後遅滞なく、規則第十一条に規定する手続(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合(当該発行会社が規則第十条第一項の確認を受けていない場合に限る。))には、規則第十二条に規定する手続)を行い、規則第十一条第五項に規定する確認書を当該個人に交付すること。

ホ 当該個人の保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生した場合には、その事実が発生した日の属する年の翌年一月三十一日までに、当該株式の取得の時以後の当該事実に係る租税特別措置法施行規則第十八条の十五第八項第三号に掲げる明細書に記載すべき事項及び当該事実が同規則第十八条の十五第十九項各号(第八号及び第九号を除く。)に掲げる譲渡である場合にはその旨(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第十九条の十の六第八項第三号に掲げる明細書に記載すべき事項)を、当該事実ごとに記載した書類を作成し、当該個人に交付すること。

ヘ 前項第五号へ(イ)から(ハ)までのいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、当該個人に交付すること。

ト イからへまでに掲げるもののほか、当該個人が租税特別措置法第三十七条の十三、第三十七条の十三の三又は第四十一条の十八の四の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

六 当該民法組合等の組合契約の契約書に記載する次に掲げる事項

イ 一の当該民法組合等を通じて当該個人が当該株式を取得する場合にあっては、次に掲げる事項

(イ) 当該民法組合等が当該個人に対し約束する事項として、貸借対照表及び損益計算書(当該個人の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。)並びに投資に関する明細書を交付すること。

(ロ) 当該個人が当該民法組合等に対し約束する次に掲げる事項

① 当該株式を取得した時以後に、保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。

② 租税特別措置法第三十七条の十三、第三十七条の十三の三又は第四十一条の十八の四の規定の適用を受けようとする場合にあつては、これらの規定に規定する確定申告書に、(イ)に規定する書類及び規則第十一条第五項に規定する確認書を添付すること。

ロ 二の当該民法組合等を通じて当該個人が当該株式を取得する場合にあつては、次に掲げる事項

(イ) 当該発行会社と投資に関する契約を締結する民法組合等(以下このロにおいて「投資契約締結組合」という。)と投資契約締結組合の組合員である民法組合等(以下このロにおいて「民法組合等」という。)との間で締結される組合契約の契約書に記載する次に掲げる事項

① 当該投資契約締結組合が当該民法組合等に対し約束する事項として、貸借対照表及び損益計算書(当該民法組合等の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。)並びに投資に関する明細書を交付すること。

② 当該民法組合等が当該投資契約締結組合に対し約束する次に掲げる事項

(i) 当該個人が当該株式を取得した時以後に、当該個人が保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。

(ii) 当該個人が租税特別措置法第三十七条の十三、第三十七条の十三の三又は第四十一条の十八の四の規定の適用を受けようとする場合にあつては、これらの規定に規定する確定申告書に、①に規定する書類及び規則第十一条第五項に規定する確認書を添付すること。

(ロ) 当該民法組合等と当該個人との間で締結される組合契約の契約書に記載する次に掲げる事項

① 当該民法組合等が当該個人に対し約束する次に掲げる事項

(i) 貸借対照表及び損益計算書(当該個人の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。)並びに投資に関する明細書を交付すること。

(ii) 規則第十一条第三項第三号に掲げる書面を作成し、当該発行会社に交付すること。

② 当該個人が当該民法組合等に対し約束する次に掲げる事項

(i) 当該株式を取得した時以後に、保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。

(ii) 租税特別措置法第三十七条の十三、第三十七条の十三の三又は第四十一条の十八の四の規定の適用を受けようとする場合にあつては、これらの規定に規定する確定申告書に、①(i)に規定する書類及び規則第十一条第五項に規定する確認書を添付すること。

3 第一項に規定する株式を規則第十一条第四項に規定する信託の財産として払込みにより取得しようとする個人が当該株式に係る租税特別措置法第三十七条の十三、第三十七条の十三の三又は第四十一条の十八の四の規定の適用を受けようとする場合にあつては、当該株式を発行する会社(以下この項において「発行会社」という。)が当該信託の受託者と締結する規則第十一条第二項第三号ロに規定する投資に関する契約において、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該発行会社により発行される株式の総数及び払込金額

二 当該個人が取得する株式の数、取得価額及び取得価額の総額

三 当該株式の払込みの方法及び払込みの期日又はその期間

四 当該受託者が当該発行会社に対し約束する次に掲げる事項

イ 第一基準日において、当該個人が租税特別措置法施行令第二十五条の十二第一項第一号から第七号までに掲げる者(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第二十六条の二十八の三第一項第一号から第七号までに掲げる者)に該当しないこと。

ロ 当該個人が当該株式を取得した時以後に、当該個人が保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について当該発行会社に報告すること。

五 当該発行会社が当該受託者に対し約束する次に掲げる事項

イ 前号イに掲げる事項を確認した場合には、租税特別措置法施行規則第十八条の十五第八項第二号に掲げる書類(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第十九条の十の六第八項第二号に掲げる書類)を作成し、当該個人に交付すること。

ロ 第二基準日において、規則第八条各号に定める要件に該当するものであること。

ハ 当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、第二基準日において、規則第十条第一項第一号の要件又は同項第二号の要件に該当するものであること。

ニ 第二基準日以後遅滞なく、規則第十一条に規定する手続(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合(当該発行会社が規則第十条第一項の確認を受けていない場合に限

る。)には、規則第十二条に規定する手続)を行い、規則第十一条第五項に規定する確認書を当該個人に交付すること。

ホ 当該個人の保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生した場合には、その事実が発生した日の属する年の翌年一月三十一日までに、当該株式の取得の時以後の当該事実に係る租税特別措置法施行規則第十八条の十五第八項第三号に掲げる明細書に記載すべき事項及び当該事実が同規則第十八条の十五第十九項各号(第八号及び第九号を除く。)に掲げる譲渡である場合にはその旨(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第十九条の十の六第八項第三号に掲げる明細書に記載すべき事項)を、当該事実ごとに記載した書類を作成し、当該個人に交付すること。

へ 前項第五号へ(イ)から(ハ)までのいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、当該個人に交付すること。

ト イからへまでに掲げるもののほか、当該個人が租税特別措置法第三十七条の十三、第三十七条の十三の三又は第四十一条の十九の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

六 当該信託に係る信託契約の契約書に記載する次に掲げる事項

イ 当該信託の財産として当該個人が当該株式を取得する場合にあっては、次に掲げる事項

(イ) 当該受託者が当該個人に対し約束する事項として、当該信託の財産についての貸借対照表及び損益計算書並びに投資に関する明細書を交付すること。

(ロ) 当該個人が当該受託者に対し約束する次に掲げる事項

① 当該株式を取得した時以後に、保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。

② 租税特別措置法第三十七条の十三、第三十七条の十三の三又は第四十一条の十八の四の規定の適用を受けようとする場合にあっては、これらの規定に規定する確定申告書に、(イ)に規定する書類及び規則第十一条第五項に規定する確認書を添付すること。

ロ 当該信託の財産として民法組合等を通じて当該個人が当該株式を取得する場合にあっては、次に掲げる事項

(イ) 当該発行会社と投資に関する契約を締結する民法組合等と当該民法組合等の組合員である当該受託者との間で締結される組合契約の契約書に記載する次に掲げる事項

① 当該民法組合等が当該受託者に対し約束する事項として、貸借対照表及び損益計算書(当該受託者の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。)並びに投資に関する明細書を交付すること。

② 当該受託者が当該民法組合等に対し約束する次に掲げる事項

(i) 当該個人が当該株式を取得した時以後に、当該個人が保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。

(ii) 当該個人が租税特別措置法第三十七条の十三、第三十七条の十三の三又は第四十一条の十八の四の規定の適用を受けようとする場合にあつては、これらの規定に規定する確定申告書に、①に規定する書類及び規則第十一条第五項に規定する確認書を添付すること。

(ロ) 当該受託者と当該個人との間で締結される信託契約の契約書に記載する次に掲げる事項

① 当該受託者が当該個人に対し約束する事項として、当該信託の財産についての貸借対照表及び損益計算書並びに投資に関する明細書を交付すること。

② 当該個人が当該受託者に対し約束する次に掲げる事項

(i) 当該株式を取得した時以後に、保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。

(ii) 租税特別措置法第三十七条の十三、第三十七条の十三の三又は第四十一条の十八の四の規定の適用を受けようとする場合にあつては、これらの規定に規定する確定申告書に、①に規定する書類及び規則第十一条第五項に規定する確認書を添付すること。

(平一八経産告一七三・平一九経産告九八・平一九経産告二四一・平一九経産告三一三・平二〇経産告九三・平二〇経産告九四・平二八経産告一八五・令元経産告六四・令二経産告七二・令三経産告一七二・令五経産告五二・令六経産告六六・令七経産告四八・一部改正)

第二条 租税特別措置法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げる株式又は同法第四十一条の十八の四第一項第二号に定める株式(同法第三十七条の十三第一項第二号ロに掲げる株式を除く。)を同法第三十七条の十三第一項第二号イに規定する投資事業有限責任組合(以下「認定投資事業有限責任組合」という。)を通じて払込みにより取得しようとする個人がこれらの株式に係る同条、同法第三十七条の十三の三又は第四十一条の十八の四の規定の適用を受けようとする場合にあつては、これらの株式を発行する会社(以下この条において「発行会社」という。)が当該認定投資

事業有限責任組合と締結する規則第十一条第二項第三号ロに規定する投資に関する契約において、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該発行会社により発行される株式の総数及び払込金額

二 当該個人が取得する株式の数、取得価額及び取得価額の総額

三 当該株式の払込みの方法及び払込みの期日又はその期間

四 当該認定投資事業有限責任組合が当該発行会社に対し約束する次に掲げる事項

イ 第一基準日において、当該個人が租税特別措置法施行令第二十五条の十二第一項第一号から第七号までに掲げる者(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第二十六条の二十八の三第一項第一号から第七号までに掲げる者)に該当しないこと。

ロ 当該個人が当該株式を取得した時以後に、当該個人が保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について当該発行会社に報告すること。

ハ 当該個人の氏名及び住所(当該個人が当該認定投資事業有限責任組合の組合員である民法組合等を通じて当該株式を取得する場合にあっては、当該民法組合等の名称及び主たる事務所の所在地を含む。)を通知すること。

五 当該発行会社が当該認定投資事業有限責任組合に対し約束する次に掲げる事項

イ 前号イに掲げる事項を確認した場合には、租税特別措置法施行規則第十八条の十五第八項第二号に掲げる書類(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第十九条の十の六第八項第二号に掲げる書類)を作成し、当該個人に交付すること。

ロ 第二基準日において、当該発行会社が設立の日以後十年を経過していないこと及び租税特別措置法施行規則第十八条の十五第五項第一号から第三号までに掲げる要件に該当するものであること。

ハ 当該個人が租税特別措置法施行令第二十五条の十二第十一項の規定(以下「特例控除対象特定株式の控除に係る規定」という。)の適用を受けようとする場合には、第二基準日において、当該発行会社が設立の日以後五年を経過していないこと並びに租税特別措置法施行規則第十八条の十五第五項第一号から第三号、同項第四号イ及び同条第十六項第二号に掲げる要件に該当するものであること。

ニ 当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、第二基準日において、当該発行会社が設立の日以後五年を経過していないこと並びに租税特別措置法施行規則第十九条の十の六第六項第一号及び第三号に掲げる要件に該当するものであること。

ホ 第二基準日の属する年の翌年一月三十一日までに当該発行会社の本店の所在地の所轄税務署長に対して次に掲げる事項を記載した書類を提出すること。

(イ) 第二基準日において、租税特別措置法第三十七条の十三第一項第二号に掲げる株式会社(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同法第四十一条の十八の四第一項第二号に掲げる株式会社)であること。

(ロ) 当該認定投資事業有限責任組合の名称

へ 当該個人の保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生した場合には、その事実が発生した日の属する年の翌年一月三十一日までに、当該株式の取得の時以後の当該事実に係る租税特別措置法施行規則第十八条の十五第八項第三号に掲げる明細書に記載すべき事項及び当該事実が同規則第十八条の十五第十九項各号(第八号及び第九号を除く。)に掲げる譲渡である場合にはその旨(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第十九条の十の六第八項第三号に掲げる明細書に記載すべき事項)を、当該事実ごとに記載した書類を作成し、当該個人に交付すること。

ト 前条第一項第五号へ(イ)から(ハ)までのいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、当該個人に交付すること。

チ イからトまでに掲げるもののほか、当該個人が租税特別措置法第三十七条の十三、第三十七条の十三の三又は第四十一条の十八の四の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

六 当該認定投資事業有限責任組合の組合契約(当該認定投資事業有限責任組合とその組合員である一の民法組合等を通じて当該個人が当該株式を取得する場合にあっては、当該認定投資事業有限責任組合の組合員である民法組合等と当該個人との組合契約を含む。)の契約書に記載する次に掲げる事項

イ 当該認定投資事業有限責任組合を通じてその組合員である当該個人が当該株式を取得する場合にあっては、次に掲げる事項

(イ) 当該認定投資事業有限責任組合が当該個人に対し約束する事項として、貸借対照表及び損益計算書(当該個人の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。)並びに投資に関する明細書を交付すること。

(ロ) 当該個人が当該認定投資事業有限責任組合に対し約束する次に掲げる事項

① 当該株式を取得した時以後に、保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。

② 租税特別措置法第三十七条の十三、第三十七条の十三の三又は第四十一条の十八の四の規定の適用を受けようとする場合にあつては、これらの規定に規定する確定申告書に、(イ)の書類及び租税特別措置法施行規則第十八条の十五第八項第一号ハに定める書類(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第十九条の十の六第八項第一号ロに定める書類)を添付すること。

ロ 当該認定投資事業有限責任組合とその組合員である一の民法組合等を通じて当該個人が当該株式を取得する場合にあつては、次に掲げる事項

(イ) 当該認定投資事業有限責任組合とその組合員である当該民法組合等との間で締結される組合契約の契約書に記載する次に掲げる事項

① 当該認定投資事業有限責任組合がその組合員である当該民法組合等に対し約束する事項として、貸借対照表及び損益計算書(当該認定投資事業有限責任組合の組合員である当該民法組合等の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。)並びに投資に関する明細書を交付すること。

② 当該認定投資事業有限責任組合の組合員である当該民法組合等が当該認定投資事業有限責任組合に対し約束する次に掲げる事項

(i) 当該個人が当該株式を取得した時以後に、当該個人が保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。

(ii) 当該個人が租税特別措置法第三十七条の十三、第三十七条の十三の三又は第四十一条の十八の四の規定の適用を受けようとする場合にあつては、これらの規定に規定する確定申告書に、①に規定する書類及び租税特別措置法施行規則第十八条の十五第八項第一号ハに定める書類(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第十九条の十の六第八項第一号ロに定める書類)を添付すること。

(ロ) 当該認定投資事業有限責任組合の組合員である当該民法組合等と当該個人との間で締結される組合契約の契約書に記載する次に掲げる事項

① 当該認定投資事業有限責任組合の組合員である当該民法組合等が当該個人に対し約束する次に掲げる事項

(i) 貸借対照表及び損益計算書(当該個人の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。)並びに投資に関する明細書を交付すること。

(ii) 当該個人の氏名及び住所を発行会社に通知すること。

② 当該個人が当該認定投資事業有限責任組合の組合員である当該民法組合等に対し約束する次に掲げる事項

(i) 当該株式を取得した時以後に、保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。

(ii) 当該個人が租税特別措置法第三十七条の十三又は第三十七条の十三の三の規定の適用を受けようとする場合にあつては、これらの規定に規定する確定申告書に、①(i)に規定する書類及び租税特別措置法施行規則第十八条の十五第八項第一号ハに規定する書類を添付すること。

七 当該個人が信託の財産として当該認定投資事業有限責任組合を通じて当該株式を取得する場合にあつては、当該信託に係る信託契約の契約書に記載する次に掲げる事項

イ 当該認定投資事業有限責任組合とその組合員である当該信託の受託者との間で締結される組合契約の契約書に記載する次に掲げる事項

(イ) 当該認定投資事業有限責任組合がその組合員である当該受託者に対し約束する事項として、貸借対照表及び損益計算書(当該認定投資事業有限責任組合の組合員である受託者の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。)並びに投資に関する明細書を交付すること。

(ロ) 当該認定投資事業有限責任組合の組合員である当該受託者が当該認定投資事業有限責任組合に対し約束する次に掲げる事項

① 当該個人が当該株式を取得した時以後に、当該個人が保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。

② 当該個人が租税特別措置法第三十七条の十三、第三十七条の十三の三又は第四十一条の十八の四の規定の適用を受けようとする場合にあつては、これらの規定に規定する確定申告書に、(イ)に規定する書類及び租税特別措置法施行規則第十八条の十五第八項第一号ハに定める書類(当

該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第十九条の十の六第八項第一号ロに定める書類)を添付すること。

ロ 当該認定投資事業有限責任組合の組合員である当該受託者と当該個人との間で締結される信託契約の契約書に記載する次に掲げる事項

(イ) 当該認定投資事業有限責任組合の組合員である当該受託者が当該個人に対し約束する次に掲げる事項

① 貸借対照表及び損益計算書並びに投資に関する明細書を交付すること。

② 当該個人の氏名及び住所を発行会社に通知すること。

(ロ) 当該個人が当該認定投資事業有限責任組合の組合員である当該受託者に対し約束する次に掲げる事項

① 当該株式を取得した時以後に、保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。

② 当該個人が租税特別措置法第三十七条の十三又は第三十七条の十三の三の規定の適用を受けようとする場合にあつては、これらの規定に規定する確定申告書に、(イ)①に規定する書類及び租税特別措置法施行規則第十八条の十五第八項第一号ハに規定する書類を添付すること。

(平一八経産告一七三・平一九経産告九八・平一九経産告三一三・平二〇経産告九三・平二〇経産告九四・令元経産告六四・令二経産告七二・令三経産告一七二・令五経産告五二・令六経産告六六・令七経産告四八・一部改正)

第三条 租税特別措置法第三十七条の十三第一項第二号ロに掲げる株式又は同法第四十一条の十八の四第一項第二号に定める株式(同法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げる株式を除く。)を同法第三十七条の十三第一項第二号ロに規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う者(以下「認定少額電子募集取扱業者」という。)が行う電子募集取扱業務による払込みにより取得しようとする個人がこれらの株式に係る同条、同法第三十七条の十三の三又は第四十一条の十八の四の規定の適用を受けようとする場合にあつては、これらの株式を発行する会社(以下「発行会社」という。)が当該個人と締結する規則第十一条第二項第三号ロに規定する投資に関する契約において、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該発行会社により発行される株式の総数及び払込金額

二 当該個人が取得する株式の数、取得価額及び取得価額の総額

三 当該株式の払込みの方法及び払込みの期日又はその期間

四 当該個人が当該発行会社に対し約束する次に掲げる事項

イ 第一基準日において、当該個人が租税特別措置法施行令第二十五条の十二第一項第一号から第七号までに掲げる者(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第二十六条の二十八の三第一項第一号から第七号までに掲げる者)に該当しないこと。

ロ 当該個人が当該株式を取得した時以後に、当該個人が保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について当該発行会社に報告すること。

ハ 当該個人の氏名及び住所を通知すること。

五 当該発行会社が当該個人に対し約束する次に掲げる事項

イ 前号イに掲げる事項を確認した場合には、租税特別措置法施行規則第十八条の十五第八項第二号に掲げる書類(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第十九条の十の六第八項第二号に掲げる書類)を作成し、当該個人に交付すること。

ロ 第二基準日において、当該発行会社が設立の日以後十年を経過していないこと及び租税特別措置法施行規則第十八条の十五第五項第一号から第三号までに掲げる要件に該当するものであること。

ハ 当該個人が特例控除対象特定株式の控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、第二基準日において、当該発行会社が設立の日以後五年を経過していないこと並びに租税特別措置法施行規則第十八条の十五第五項第一号から第三号、同項第四号ロ及び同条第十六項第二号に掲げる要件に該当するものであること。

ニ 当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、第二基準日において、当該発行会社が設立の日以後五年を経過していないこと並びに租税特別措置法施行規則第十九条の十の六第六項第一号及び第三号に掲げる要件に該当するものであること。

ホ 第二基準日の属する年の翌年一月三十一日までに当該発行会社の本店の所在地の所轄税務署長に対して次に掲げる事項を記載した書類を提出すること。

(イ) 第二基準日において、租税特別措置法第三十七条の十三第一項第二号に掲げる株式会社(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同法第四十一条の十八の四第一項第二号に掲げる株式会社)であること。

(ロ) 当該認定少額電子募集取扱業者の名称

へ 当該個人の保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生した場合には、その事実が発生した日の属する年の翌年一月三十一日までに、当該株式の取得の時以後の当該事実に係る租税特別措置法施行規則第十八条の十五第八項第三号に掲げる明細書に記載すべき事項及び当該事実が同規則第十八条の十五第十九項各号(第八号及び第九号を除く。)に掲げる譲渡である場合にはその旨(当該個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第十九条の十の六第八項第三号に掲げる明細書に記載すべき事項)を、当該事実ごとに記載した書類を作成し、当該個人に交付すること。

ト 第一条第一項第五号へ(イ)から(ハ)までのいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、当該個人に交付すること。

チ イからトまでに掲げるもののほか、当該個人が租税特別措置法第三十七条の十三、第三十七条の十三の三又は第四十一条の十八の四の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

(令二経産告七二・追加、令三経産告一七二・令五経産告五二・令六経産告六六・令七経産告四八・一部改正)

第四条 租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する設立特定株式を払込みにより取得しようとする個人が当該設立特定株式に係る同法第三十七条の十三の二の規定の適用を受けようとする場合にあつては、当該設立特定株式を発行する会社(以下この条において「設立特定株式発行会社」という。)が当該個人と締結する規則第十一条第二項第三号ロに規定する株式の管理に関する契約において、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該個人が当該設立特定株式発行会社に対し約束する次に掲げる事項

イ 第一基準日において、租税特別措置法施行令第二十五条の十二の二第一項第二号に掲げる要件を満たすこと。

ロ 当該設立特定株式発行会社から与えられた租税特別措置法第二十九条の二第一項に規定する新株予約権に係る同項本文の規定の適用を受けないこと。

ハ 当該設立特定株式を取得した時以後に、保有する当該設立特定株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について当該設立特定株式発行会社に報告すること。

二 当該設立特定株式発行会社が当該個人に対し約束する次に掲げる事項

イ 前号イに掲げる事項を確認した場合には、租税特別措置法施行規則第十八条の十五の二第二項第二号に掲げる書類を作成し、当該個人に交付すること。

ロ 第二基準日において、規則第八条各号(同条第五号イ及びロを除く。)に定める要件に該当するものであること。

ハ 第二基準日以後遅滞なく、規則第十一条に規定する手続を行い、規則第十一条第五項に規定する確認書を当該個人に交付すること。

ニ 当該個人の保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生した場合には、その事実が発生した日の属する年の翌年一月三十一日までに、当該株式の取得の時以後の当該事実に係る租税特別措置法施行規則第十八条の十五の二第二項第三号に掲げる明細書に記載すべき事項及び当該事実が同規則第十八条の十五の二第八項各号(第九号及び第十号を除く。)に掲げる譲渡である場合にはその旨を、当該事実ごとに記載した書類を作成し、当該個人に交付すること。

ホ 第一条第一項第五号へ(イ)から(ハ)までのいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、当該個人に交付すること。

へ イからホまでに掲げるもののほか、当該個人が租税特別措置法第三十七条の十三の二の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

(令五経産告五二・追加、令六経産告六六・令七経産告四八・一部改正)

附 則

この告示は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一七年四月一三日)

改正文 (平成一八年四月二八日経済産業省告示第一七三号) 抄

会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一八年五月一日)

改正文 (平成一九年三月三〇日経済産業省告示第九八号) 抄

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成十九年経済産業省令第二十三号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一九年四月一日)

改正文 (平成一九年九月二八日経済産業省告示第二四一号) 抄

証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日(平成十九年九月三十日)から施行する。

改正文・附則 (平成一九年一二月二六日経済産業省告示第三一三号) 抄

① 平成二十年一月一日から施行する。

② この告示の施行前に締結した中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則(平成十一年通商産業省令第七十四号)第五条第二項第三号ニに規定する投資に関する契約の契約書の記載事項については、なお従前の例による。

改正文 (平成二〇年四月三〇日経済産業省告示第九三号) 抄

平成二十年四月一日から適用する。

改正文・附則 (平成二〇年四月三〇日経済産業省告示第九四号) 抄

① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成二十年経済産業省令第三十三号)の施行の日から適用する。

② この告示の適用前に締結した中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則(平成十一年通商産業省令第七十四号)第五条第二項第三号ニに規定する投資に関する契約の契約書の記載事項については、なお従前の例による。

改正文 (平成二八年六月三〇日経済産業省告示第一八五号) 抄

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十八号)の施行の日から適用する。

(施行の日=平成二八年七月一日)

附 則 (令和元年七月一二日経済産業省告示第六四号)

この告示は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月十六日)から施行する。

附 則 (令和二年三月三十一日経済産業省告示第七二号)

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年七月三〇日経済産業省告示第一七二号)

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令(令和三年経済産業省令第六十五号)の施行の日(令和三年八月二日)から施行する。

改正文・附則 (令和五年三月三十一日経済産業省告示第五二号) 抄

① 令和五年四月一日から施行する。

② 改正後の中小企業等経営強化法施行規則第十一条第二項第三号ロに規定する契約の記載事項は、この告示の施行の日以後にされる所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)第十条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十七条の十三第一項第一号に定める株式、同法第三十七条の十三の二第一項に規定する設立特定株式又は同法第四十一条の十九第一項第一号に定める株式の払込みによる取得、同法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げる株式又は同法第四十一条の十九第一項第二号に定める株式(同法第三十七条の十三第一項第二号ロに掲げる株式を除く。)の認定投資事業有限責任組合(同法第三十七条の十三第一項第二号イに規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。)を通じての払込みによる取得及び同法第三十七条の十三第一項第二号ロに掲げる株式又は同法第四十一条の十九第一項第二号に定める株式(同法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げる株式を除く。)の認定少額電子募集取扱業者(同法第三十七条の十三第一項第二号ロに規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う者をいう。以下同じ。)が行う電子募集取扱業務による払込みによる取得について適用し、この告示の施行の日前にされた所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)第十条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十三第一項第一号又は同法第四十一条の十九第一項第一号に定める株式の払込みによる取得、同法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げる株式又は同法第四十一条の十九第一項第二号に定める株式(同法第三十七条の十三第一項第二号ロに掲げる株式を除く。)の認定投資事業有限責任組合を通じての払込みによる取得及び同法第三十七条の十三第一項第二号ロに掲げる株式又は同法第四十一条の十九第一項第二号に定める株式(同法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げる株式を除く。)の認定少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務による払込みによる取得については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年三月三〇日経済産業省告示第六六号)

(施行期日)

第一条 この告示は、令和六年四月一日から施行する。ただし、同告示中「第四十一条の十九」を「第四十一条の十八の四」に改める部分及び「第四十一条の十九第一項第二号」を「第四十一条の十八の四第一項第二号」に改める部分は、令和七年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 令和六年十二月三十一日までの間においては、この告示による改正後の中小企業等経営強化法施行規則第十一条第二項第三号ロに規定する投資に関する契約の契約書の記載事項中「第四十一条の十八の四」とあるのは、「第四十一条の十九」と読み替えるものとする。

附 則 (令和七年三月三十一日経済産業省告示第四八号)

この告示は、令和七年四月一日から施行する。